

制限回数を超えるリハビリの保険外併用療養費について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適用の期間）を超えた場合は、月13単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費『選定療養（保険外）』として自己負担していただきます。
料金は下記の通りです。

疾患別リハビリテーション科	保険適用の期間	保険外併用療養費(選定療養) 〈保険適用の期間を超えて行う場合〉
脳血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	180日	2,700円（税込み）
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	120日	1,980円（税込み）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	150日	2,040円（税込み）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	90日	1,930円（税込み）